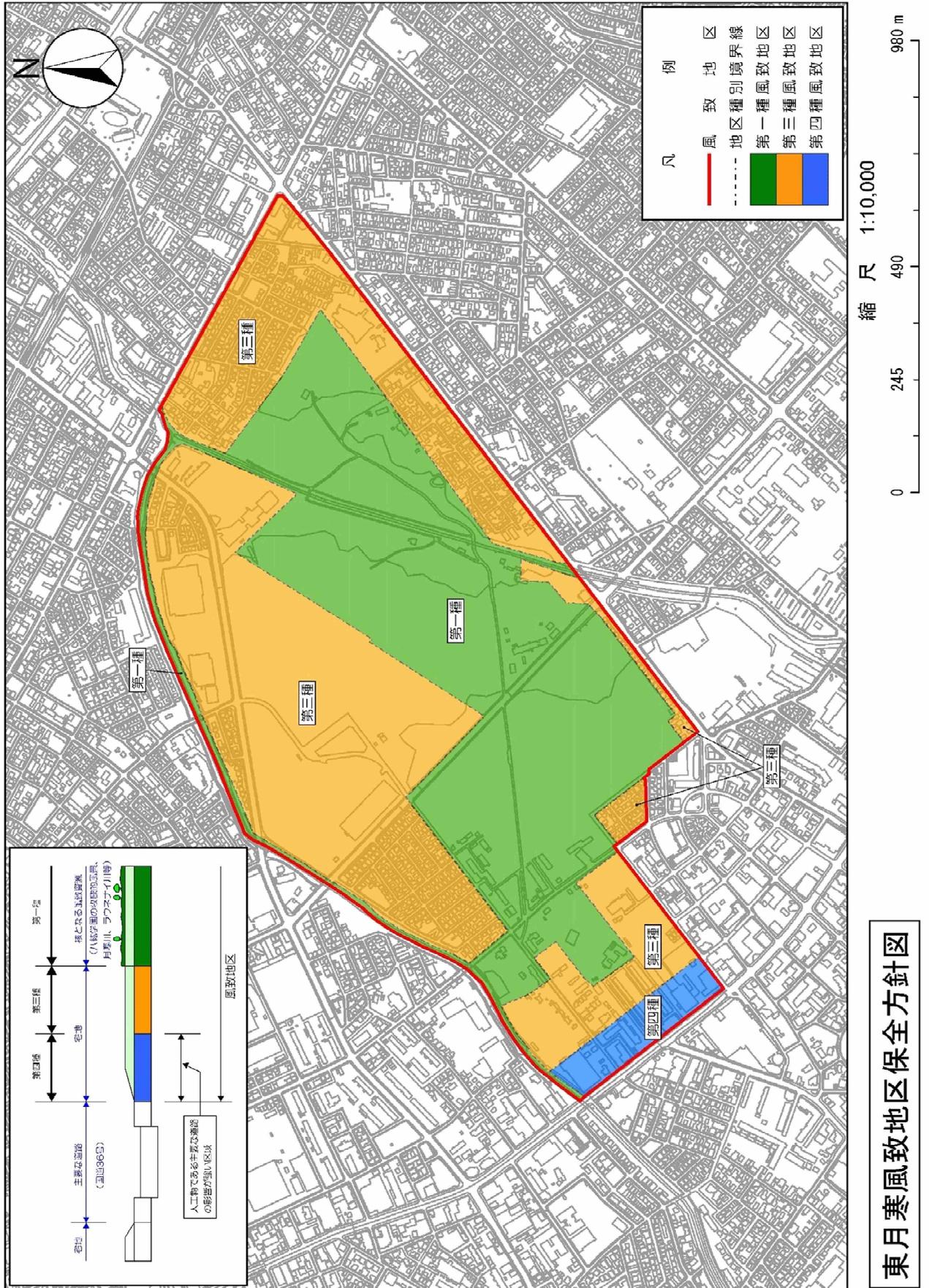


東月寒向ヶ丘風致地区

位置	札幌市豊平区
指定年月日	昭和41年12月2日決定告示
指定面積	129.3 ha [昭和41年告示]
指定経過及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ・月寒丘陵の一角にあり、戦前は海外開拓青年の、戦後は畜産振興の教育施設として、農業経営者の育成を目的として創設された八紘学園の農地を中心とした広大な牧場の自然美を有する丘陵地として残存している。最近は、地下鉄の開通などにより、国道36号（月寒通）沿線をはじめとする周辺の土地利用更新が活発であり、良好な風致が変貌しつつあるが、風致地区内を流れる月寒川、ラウネナイ川などの水辺と豊かな河畔林や歴史的建造物などがある。 旧豊平町に属し、昭和36年の札幌市との合併後、昭和41年の風致地区見直しで、新規指定された。
地区特性	<ul style="list-style-type: none"> ・月寒川とラウネナイ川の合流部で産業共進会場の周辺にある地区 ・八紘学園内には、開校当時の石造りサイロ、めん羊舎、洋館（現栗林記念館）などの建物が現在も保存されている。
核となる風致資源	<ul style="list-style-type: none"> ・八紘学園の牧歌的風景 ・月寒川、ラウネナイ川 ・水辺や河畔林
重要な要素	<ul style="list-style-type: none"> ・八紘学園の緑 ・川 ・水辺や河畔の緑 ・起伏のある地形 ・防風林等の緑
種別	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種地区：八紘学園の農地及び牧草地等 ・第三種地区：第一種に隣接する宅地 ・第四種地区：国道36号に面する宅地
風致保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・なだらかな丘陵地形に広がる八紘学園（歴史的建造物を含む）を中心とする歴史性、自然性、文化性の高い牧歌的風景及びラウネナイ川等の河川空間を保全する。 ・宅地については緑と調和した良好な風致を創出する。
風致の保全及び創出に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な要素である八紘学園の緑を保全及び創出する。 ・重要な要素である月寒川、ラウネナイ川の水の流れを保全する ・重要な要素である水辺や河畔の緑を保全及び創出する。 ・重要な要素である起伏のある地形を保全する。 ・重要な要素である防風林等の緑を保全する。 ・地区を横断する街路空間（北野通等）の修景緑化に努める。 ・国道36号沿線では、接道部の修景緑化の誘導に努める。 ・歴史的建造物等にも配慮した風致の創出に努める。 ・核となる風致資源に隣接する宅地における緑化の推進により一体的な風致の保全及び創出に努める。 ・第四種においては、変貌しつつある風致を保全するため、許可の基準を一部緩和しつつ風致の創出（回復）を図る。 ・公共公益施設においては、先導的に風致の保全及び創出に努める

(東月寒向ヶ丘風致地区保全方針図)



東月寒風致地区保全方針図

(東月寒向ヶ丘風致地区現況図)

